

[検討事項] □参考人・公聴会制度の活用

1. 考え方について

議会は、議案や請願・陳情及び所管事務に係る調査の参考とするとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努める。

2. 福島市議会の状況

■公聴会：会議規則第 77 条の 2～第 77 条の 7、委員会条例第 23 条～第 28 条

開催例なし

■参考人制度：会議規則第 77 条の 8、委員会条例第 29 条

常任委員会、特別委員会における請願・陳情審査、所管事務調査のため活用。参考人の属性も様々であり、請願者、陳情者、民間有識者、福島市役所関係者などを招致している。

※平成 7 年度～平成 22 年度：25 件・・・先例 273

平成 23 年度：6 件

3. 参考条文、参考事例等

○新潟市 第 8 条（市民参画の推進）

2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めます。

○長野市 第 12 条（市民の参画機会の充実）

2 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 109 条、第 109 条の 2 及び第 110 条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第 100 条の 2 の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとする。

○上越市 第 8 条（市民参画及び協働）

2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

【根拠法令】 地方自治法 ※改正地方自治法（平成 24 年 9 月 5 日）

（第 5 節 委員会） ※施行期日：公布後 6 月以内において政令に定める日

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

5 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。

（第 6 節 会議） ※施行期日：公布日（平成 24 年 9 月 5 日）

第 115 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。